

## 国庫補助事業の事務費の経理処理の今後の対応について

平成 21 年 3 月 6 日

総務部予算調整室

059-224-2119

### 1 事務費の経理処理に関する本県の調査結果

昨年、11月7日に出された会計検査院の検査報告書では、一部の地方公共団体において、国土交通省及び農林水産省の補助事業に係る事務費について、国庫補助金額ベースで約5億5,600万円、県費等を含めた総額(事業費)ベースで約11億3,700万円の経理が不適正であると報告されました。(平成14~18年度分)

このことを受け、本県でも、平成19年度分について調査を実施し、12月25日に次の結果を公表したところです。

#### (本県における調査結果)

##### (1) 調査の対象

公共事業関係部のほか、国庫補助事業を実施する該当部を対象として調査。

平成19年度に執行した事務費について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の関係法令に基づいた執行が行われていたかどうかを調査。

##### (2) 調査の結果

節	態 様		調 査 結 果
需用費	預け金	不正経理	該当なし
	一括払い		
	差替え		
賃金	カラ雇用		
旅費	カラ出張		
需用費	翌年度納入	不適切な経理	418件 12,401,161円
	前年度納入		3件 72,260円
	補助目的外支払い		410件 5,004,381円
賃金	補助目的外支払い		27件 14,384,041円
旅費	補助目的外支払い		7,589件 16,323,760円
合 計			

## 2 不適切な経理の発生原因と背景

翌年度納入は、年度末に発注した物品が4月以降の翌年度に納入されたものを言います。

これらは、工事を伴う補助事業について、工事費の確定が事業の進捗の遅れ等から年度末になることが多く、その事務費は工事費と一体で決定されることから、年度末に確定した事務費の認められた枠を執行することにより、結果として翌年度納入が発生したものです。

また、補助目的外支払いについては、補助事業毎に補助金で使うべきものと県費で使うべきものを明確に区分せず、補助金・県費を合わせた予算の総額に基づいて、それぞれの費目に割り振るといった適切でない手続により執行していたものなどです。

これらの背景には、補助金に認められている需用費や旅費などを最大限活用できるものとの意識が先行していたことが大きくあり、その結果として、不適切な経理につながったものと考えています。

## 3 「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」の設置

こういったことを抜本的に改善するためには、その問題点の洗い出しとともに、県庁内で対応できる改善策や国への制度要望などについて検討を行うことが必要と考え、12月22日付けで庁内に総務部長を長とする「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」を設置し検討を進めているところです。

## 4 「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」の検討経過について

国庫補助事業の事務費の不適切な経理処理は、国庫補助制度について、その取扱いや判断基準が不明確であったり、また、実態に応じて柔軟に処理できない仕組みになっているなどが主な要因となっています。

このため、改善策のとりまとめにあたっては、まずは、国庫補助制度を改善するため、制度改正の要望事項を、次に、県で取り組むべき改善事項についてとりまとめることとしました。

検討の結果、現時点において、翌年度納入の防止策について決定したところであり、補助目的外支払いの防止策については、年度内にも一定の結論を得たいと考えています。

## 《翌年度納入防止のための補助制度の改正要望事項》

### (1) 事務費の税源移譲・交付金化

地方の自由度を高めるためには、本来なら、地方の自由度の高い財源として交付金化や一般財源化し税源移譲すべきである。

ただし、国庫補助事業の廃止、税源移譲については、三位一体の改革の反省を踏まえるべきであり、真に地方の自由度が高まるような仕組みに改善すべきである。

### (2) 税源移譲等までの間の対応としての補助制度の改善

#### 個別の事業区分の大きくくり化

公共事務費について、複数の異なる事業を大きくくり化し、同一の事業と見なすこととされれば、補助金の使途先の幅が広がり、経費間の振り替えが柔軟にできることから、翌年度納入の防止につながる。

個別の事業区分の大きくくり化については、現在も一定認められているものの、範囲が不十分なものもあるため、更なる大きくくり化をすべきである。

#### 不用額発生の際の手続の明確化

公共事務費については、現在、不用額が発生しても、その返還については慣例的になされず、また、返還手続について明確化されていなかったことから、実際の事務処理と会計制度のひずみが生じている。このため、不用額が発生した場合の手続を明確にすべきである。

## 《翌年度納入防止のため県で対応すべき改善事項》

### (1) 納期の明確化

会計規則上では、これまで義務づけのなかった、納品時に提出があった納品書について、支出する際の手続への添付等を義務づけることで、納品時及び事後チェックの強化を図る。

### (2) 予算の執行

公共事務費については、事業区分の大きくくり化といった制度改善が必要であるが、改善されるまでの間は、年度末に事務費が確定するものについては、需用費以外の補助対象の費目に補助金を最大限活用することで、補助金の有効活用と適切な処理に努める。また、こういった努力にも関わらず、補助金が有効活用できず、不用額が発生した場合には、不用の手続をとることとする。

### (3) 出納局による検査と職員研修の強化

出納検査では納品書等の確認などの検査の強化をするとともに、会計事務担当者を対象とした研修において、納品書の添付など会計規則上の手続について周知する。